

答弁書第一〇一号

内閣参質一七七第一〇一号

平成二十三年三月十一日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員佐藤正久君提出ニユージーランド地震被災者家族等の政府専用機同乗に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員佐藤正久君提出ニュージーランド地震被災者家族等の政府専用機同乗に関する質問に対する答弁書

国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号。以下「法」という。）第三条第二項に基づき外務大臣が防衛大臣と協議を行い、防衛大臣が法第四条第二項及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の四第二項第三号に基づいて自衛隊の部隊等に法第三条第二項各号に掲げる活動を行わせる場合に、当該活動を行うために用いる航空機に被災者の家族等を同乗させることが可能かどうかについては、法的根拠も含めて個別具体的な状況に即して検討されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

